

7 都薬会発第 425 号

令和 8 年 1 月 28 日

地区薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会

会長 高橋 正夫

**要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売する薬局等の店舗
並びに販売する薬剤師に関する要件についての再確認**

平素より、東京都薬剤師会の活動につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、要指導医薬品たる緊急避妊薬「ノルレボ[®]」の発売が令和 8 年 2 月 2 日と公表されました。これを販売しようとする薬局・店舗販売業は①適切な研修を修了した薬剤師が勤務していること ②プライバシーへの十分な配慮等適切な体制を整備していること ③近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること の 3 点を満たす必要があります。この①から③の要件について改めて確認及び情報提供を別紙の通りさせていただきます。

つきましては貴会会員の皆様にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、①から③の要件を満たし正しく厚生労働省に申告された薬局等は、厚生労働省が「要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が可能な薬局・店舗販売業の店舗一覧」に掲載し公表します。製造販売業者や卸売業者は薬局等から発注を受けると、この一覧を確認し卸します。販売できる薬局等に条件があるという流通規制への対応の点から、通常の OTC の流通どおりでないこと(例えば日数を要する等)が考えられます。発注については取引先卸や OTC 取り扱い卸にご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

2 月 2 日以降も医療用医薬品たる緊急避妊薬は、引き続き処方箋医薬品として指定されます。従って処方箋なしで医療用医薬品たる緊急避妊薬を販売することのないようご注意ください。

担当：薬局業務課

TEL：03-3518-9289

Fax：03-3294-7359

E-mail: gyoumu@toyaku.or.jp

①適切な研修を修了した薬剤師が勤務していること

適切な研修とは、公益財団法人 日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」を指します。

https://jpec.or.jp/kenshu/jyukou/othertraining_jpec_host.html (受講料:3,850 円)

研修修了者には研修修了証が発行され、研修修了証発行番号が付与されます。この番号が厚生労働省への緊急避妊薬の調剤・販売に係る研修修了薬剤師一覧への登録申請(Forms)申告をする際や③における連携体制を薬剤師会を通じて構築する際に必要となります。現在、この発行には研修修了後 1～2 週間ほどの日数を要しています。

なお、本会で開催をしたオンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会とは異なりますのでご注意ください。

②プライバシーへの十分な配慮等適切な体制を整備していること

要指導医薬品たる緊急避妊薬は、薬剤師の面前で服用する必要があり、また販売可否判断のための状況聴取等が必要であることから、プライバシーの確保が必須となります。個室対応ができない場合は、間仕切りの設置や対応時間の工夫も含めた十分な配慮をお願いします。

③近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること

東京都薬剤師会では緊急避妊薬を販売する薬剤師の名簿を作成し、東京都医師会が東京産婦人科医会のご協力の下に作成した協力産婦人科医の名簿と交換することで連携体制を構築しています。また、作成した薬剤師の名簿は厚生労働省にも提出します。薬剤師会を介した産婦人科医との連携を希望される場合は、東京都薬剤師会のホームページ <https://toyaku.or.jp> より薬剤師毎にお申し込みください。

厚生労働省ではFormsより申告された内容とこの名簿を照合した上で、「要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が可能な薬局・店舗販売業の店舗一覧」を公表します。ただし、入力内容に不備があると掲載されません。申告したのに一覧に載っていない場合は、薬剤師会の名簿または厚生労働省のFormsへの入力内容に不備があった可能性が考えられます。薬剤師会への申し込み時に間違いの多い事柄および注意点を以下に示します。

- 管理者等からの承認をもらった上でお申し込みください。
- 氏名、薬局等の名称・住所は正しく入力してください(住所の一部しか入力されていないケースがあります)。

- 研修修了証発行番号の桁数をお確かめください。
- 研修修了証発行番号欄に「調査事業に協力」と入力するのは、厚生労働省が実施した「緊急避妊薬スイッチ OTC 化に係る環境整備のためのモデル的調査研究」に協力された方になります。それ以外の方が「調査事業に協力」と入力した場合、名簿には掲載されませんので、ご注意ください。
- メールアドレスは正しく入力しないと、薬剤師会から発出する情報が届きません。名簿掲載申し込みフォームに入力が完了すると、内容のコピーがメールで送られます。必ずご確認ください。このコピーが届かない場合は、メールアドレスが正しくなかった可能性がありますので、登録変更を行ってください。

この連携構築にあたり、東京都医師会と交わした覚書には以下の「 」内の事項が含まれていますので、遵守をお願いします。

「緊急避妊薬の販売における医療機関と薬局の連携とは、原則として下記①～③に該当する場合に、需要者に対し、薬局・店舗販売業の店舗(以下「薬局等」)から連携医療機関の案内または紹介をすることをいう。

- ① 薬局等に緊急避妊薬を求めたが、薬剤師が販売不可と判断した場合
- ② 販売可であっても、医師による診察が必要と薬剤師が判断した場合
- ③ 服用から3週間後に受診する候補先医療機関がない場合

なお、これ以外(例:薬局等が開局時間外である等の理由)での紹介は行わないこととする。」

また、産婦人科等へ紹介する際には所定の情報提供書を使用することが医師会より強く求められています。全ての購入者に様式 1「お薬情報提供文書」、受診勧奨をした場合は様式 2「緊急避妊薬に関する紹介文書」に記入の上、必ず渡してください。

なお当面の間、この名簿は週1回程度での更新を予定しております。締め切った翌週を目途に医師会並びに厚生労働省へ提出する予定とさせていただきます。

※上記薬剤師会と医師会との間で名簿交換される連携体制に参加するほか、個別に医療機関と文書交換をすることでも産婦人科医等との連携体制を構築していると認められます。この方法で連携構築をしようとする薬局等の中には、事前の顔合わせ等がないまま直接電話やFAX等により医師に連携を求める事例があり、医師側が困惑している、または連携を断ったといった情報が医師会や産婦人科医会より届いています。もともと近隣同士で連携が取れている場合には構いませんが、その連携構築手段については相手方を困惑混乱させない十分な配慮をお願いします。

お薬情報提供文書

様

緊急避妊用女性ホルモン剤

ノルレボ（要指導医薬品）

服用日時： 年 月 日

AM・PM 時 分

服用された方への注意

- ☐ この薬を服用しても、完全に妊娠が回避できるものではなく、妊娠・異常妊娠となる場合もあります。
- ☐ この薬の効果は、服用後すぐにわかるわけではありません。3週間後に妊娠検査薬又は産婦人科受診により、妊娠の有無を必ず確認してください。 予定の確認方法： ☐ 妊娠検査薬 ☐ 産婦人科医受診
- ☐ 服用後、妊娠の有無にかかわらず出血することがあります。出血があっても生理とは限りません。
- ☐ 生理と生理の間の日数（月経周期）や生理時の出血量に一時的な変化が見られることがあります。
- ☐ 服用後、頭痛、めまい、腹痛、倦怠感、眠くなるなどの症状があらわれることがあります。また、一時的ですが気持ちが悪くなったり、吐いたりする場合があります。この薬を服用後2時間以内に吐いてしまった場合は、購入した薬局にすぐに相談してください。
- ☐ セイヨウオトギリソウ（セントジョーンズ・ワート）含有のサプリメントやハーブの摂取はしないように気をつけてください。
- ☐ この薬を服用しても、性感染症の予防にはなりません。心配な場合は医師に相談してください。
- ☐ 服用後も無防備な性交が行われた場合、妊娠する可能性が高まるので、妊娠を避けたいのであれば、服薬後次回きちんとした生理開始までに性交を持たないか、適切な避妊を行ってください。自分に合った避妊法については、医師または薬剤師に相談してください。
- ☐ 下腹部の痛みや不正出血があった場合には、流産ないしは子宮外妊娠などの異常妊娠の可能性があるので、速やかに産婦人科を受診してください。
- ☐ **授乳中の方：**
 - ・この薬の成分は母乳中に移行するため、授乳中の方は、服用後少なくとも24時間は授乳しないでください。
- ☐ **経口避妊薬（低用量ピル）の飲み忘れたために緊急避妊薬を服用した方：**
 - ・緊急避妊薬を服用後、12時間以内に低用量ピルを再開してください。その際には、消退出血が遅れる可能性があります。
- ☐ **薬剤師から「今回よりも前の性交で妊娠した可能性を、現時点では否定できない」と言われた方：**
 - ・今回よりも前の性交で妊娠した可能性を現時点では妊娠検査薬で否定できないため、服用3週間後にも妊娠検査薬又は産婦人科受診により、妊娠の有無を必ず確認してください。
 - ・妊娠している場合、妊娠初期に服用することになりますが、この薬の服用によって胎児の奇形、流産等の発現割合は、服用していない場合と比較して差は認められていません（服薬の有無にかかわらず、胎児の先天異常は一定割合存在します）。

この薬の効果は、服用後すぐにわかるわけではありません。服用された方は、必ず、3週間後に妊娠検査薬での確認又は産婦人科を受診して医師の診察を受けてください。

（産婦人科での診療は、診療内容によって自費診療の場合もあれば保険診療（マイナ保険証が資格確認書が必要）の場合もあります）

受診の際には、この【お薬情報提供文書】を持参してください。

年 月 日

薬局名：

薬剤師名：

所在地：

電話番号：

連携医療機関名：

緊急避妊薬に関する紹介文書

記入日 年 月 日

情報提供先

医療機関名： _____

医師氏名： _____ 様

受診が必要な方の氏名・生年月日

氏名： _____ 生年月日： _____ 年 月 日 (歳)

緊急避妊薬の服用

☐ 服用した 服用日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 AM・PM _____ 時 _____ 分

服用商品名： ノルレボ（要指導医薬品）

☐ 服用していない

受診勧奨の理由

☐ 緊急避妊を希望されましたが、以下の理由により薬局で緊急避妊薬を販売できませんでした

☐ UPSI から 72 時間超

☐ 妊娠の可能性 妊娠検査薬 ☐陽性 ☐陰性 ☐未実施

☐ 月経周期が不整である

☐ 最終月経から来局まで、通常の月経周期を超過している

☐ 最終月経の経血量が少ない・月経期間が短い

☐ 出産後や流産・中絶後で月経が再開していない

☐ 最終月経以降、今回よりも前に避妊なし性交があった

☐ 重篤な肝障害の可能性

☐ ノルレボ（要指導医薬品）の成分に過敏症の既往

☐ 緊急避妊薬の服用に不安がある

☐ その他 (_____)

☐ 緊急避妊薬を服用されましたが、以下の理由により受診を推奨します。

☐ 妊娠の可能性 妊娠検査薬 ☐陰性 ☐ご自宅等で実施（自己申告）

☐ 月経周期が不整である

☐ 最終月経から来局まで、通常の月経周期を超過している

☐ 最終月経の経血量が少ない・月経期間が短い

☐ 出産後や流産・中絶後で月経が再開していない

☐ 最終月経以降、今回よりも前に避妊なし性交があった

☐ 下腹部の痛み・不正出血

☐ その他 (☐性感染症の可能性 ☐性暴力の可能性 ☐複数回の UPSI

☐避妊に関する相談 ☐不安 ☐その他 _____)

薬 局 名：

薬剤師氏名：

所 在 地：

電 話 番 号：